

# 認証の詳細

## <乳幼児用ベッド>

### － 目 次 －

#### 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

#### 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

| 製造設備   | 技術上の基準                        |
|--|-------------------------------|
| 1. プレス加工設備<br>(金属製乳幼児用ベッドを製造する場合に限る。)                                  | 1. 適切にプレスができること。              |
| 2. 穴あけ設備   | 2. 適切に穴があげられること               |
| 3. 角とり設備<br>(木製乳幼児用ベッドを製造する場合に限る)                                      | 3. 適切に木材の角がとれること              |
| 4. 表面削り設備<br>(木製乳幼児用ベッドを製造する場合に限る)                                     | 4. 適切に木材の表面を削ることができること        |
| 5. 研磨設備<br>(木製乳幼児用ベッドを製造する場合に限る)                                       | 5. 適切に木材の表面を研磨することができること。     |
| 6. 縫製設備<br>(ネットを使用する乳幼児用ベッドを製造する場合に限る)                                 | 6. 適切に縫製ができること                |
| 7. 組立設備  | 7. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。 |
| ただし、プレス加工の製造技術の状況から製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が求める者は、プレス加工設備を備えることを要しない。 |                               |

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

| 検査設備  | 技術上の基準   |
|---|--|
| 1. 構造試験設備   | 1. 鋼製直尺（最小読み取り値が 1mm 以上で、1m まで測定することができるもの）並びに直径が 5mm、25mm 及び 85mm の通りゲージ又はノギス（100mm まで測定できるもの）を備えていること。           |
| 2. 試験設備   | 2. 15kg、20kg 及び 30kg のおもり又はばねばかり（最小読取値が 4.9N 以上で、294.2N まで測定することができるもの）並びに質量 30kg の砂袋 2 個（直径が約 30cm のもの）を備えていること。  |
| 3. 繰り返し落下衝撃試験設備   | 3. 繰り返し落下衝撃試験装置（砂袋をベッド上 20cm の高さから毎分 5 回以上 8 回以下の回数でベッド上に落下させることができるもの）及び 10kg の砂袋（直径約 20cm のもの）を備えていること。          |
| 4. 側方荷重試験設備   | 4. 側方荷重試験装置（左右妻枠の上さんの外側面に 294.2N 以上の荷重を交互に繰り返し加えることができるもの）及びばねばかり等（最小読取値が 4.9N 以上で 294.2N まで測定することができるもの）を備えていること。 |
| 5. 衝撃試験設備   | 5. 衝撃試験装置（砂袋を上さんの上方 1m の高さからつるし、上さんに 50cm 離れた位置から衝撃を加えることができるもの）及び 10kg の砂袋（直径約 20cm のもの）を備えていること。                 |
| <p>ただし、繰り返し落下衝撃試験技術の状況により試験することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、繰り返し落下衝撃試験設備を備えることを要しない。</p> |  |

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

| 要素        | 区分  |
|-----------|---|
| 種類        | (1) ベッド専用のもの<br>(2) サークル兼用のもの<br>(3) その他のもの                                       |
| 本体の材質     | (1) 木製のもの<br>(2) 金属製のもの<br>(3) その他のもの   |
| 枠の構造      | (1) 組子のもの<br>(2) ネットのもの<br>(3) その他のもの   |
| 床板の材質     | (1) 木製のもの<br>(2) 金属製のもの<br>(3) その他のもの   |
| 床板の取り付け方法 | (1) 差込ピンに床板を置いた方式のもの<br>(2) ポルトで床板を固定する方式のもの<br>(3) 枠の上に床板を置いた方式のもの<br>(4) その他のもの |
| 前枠の開閉機構   | (1) 前開き式のもの<br>(2) スライド式のもの<br>(3) その他  |
| キャスター     | (1) あるもの<br>(2) ないもの  |
| アクセサリ     | (1) あるもの<br>(2) ないもの  |

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

| 申請窓口   | 手数料   | 振込先   |
|--------|---|---|
| 製品安全協会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請手数料<br/>48,950 円/型式（税抜 44,500 円/型式）</li> <li>・ 消費生活用製品安全法に基づく第 2 号検査のデータ活用を行う場合は 2,200 円/型式（税抜 2,000 円/型式）<br/>消費生活用製品安全法に関する費用は含まれておりません。直接委託検査機関にお問合せください。</li> </ul> <p>※外国からの送金時は税抜の手数料です。</p> | 三菱 UFJ 銀行<br>東京公務部支店<br>普通口座 300447<br>口座名：一般財団法人<br>製品安全協会<br>MUFJ Bank, Ltd.<br>Tokyo-Komubu Branch<br>Ordinary Account :<br>300447<br>Beneficiary<br>Name: Consumer<br>Product Safty<br>Association<br>(Swift Address)<br>BOTKJPJT |

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。  
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

|                | 送付先  | 試験試料の数   |
|----------------|--|--|
| 型式確認試験の<br>申込先 | ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所<br><大阪事業所><br>〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14<br>電話 072-968-2226 FAX. 072(968)2221 | 2 個/型式<br>試料を送付する際<br>はメモ添付等分か<br>るようにしてくだ<br>さい |

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

|            |
|------------|
| 認証日より 5 年間 |
|------------|

表7：工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

| 表示方式      | 表示方法   |
|-----------|--|
| 協会支給ラベル方式 | <p>図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は25mm×15mmです。交付単位は50枚です。SGロゴとPSCロゴを併記しています。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図1 協会支給ラベル (PSC+SG)</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。</p> |

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク（SGラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

| 申請窓口   | 手数料  | 振込先   |
|--------|--|---|
| 製品安全協会 | <p>6.6円/個（税抜6円/個）</p> <p>※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。</p> <p>※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。</p> | <p>三菱UFJ銀行<br/>東京公務部支店<br/>普通口座 300447<br/>口座名 一般財団法人<br/>製品安全協会<br/>MUFJ Bank, Ltd.<br/>Tokyo-Komubu Branch<br/>Ordinary Account 300447<br/>Consumer Product Safety<br/>Association<br/>(Swift Address)<br/>BOTKJPJT</p> |

表9：SGマーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

|          |
|----------|
| 購入日より5年間 |
|----------|

## 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

|      |  |
|------|--|
| 申請窓口 | ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所<br><大阪事業所><br>〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14<br>TEL. 072(968)2226 FAX. 072(968)2221<br><東京事業所><br>〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4<br>TEL. 03(3829)2515 FAX. 03(3829)2549 |
|------|--|

表 11：ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

| 窓口                        | 手数料   | 振込先                       |
|---------------------------|---|---------------------------|
| 一般財団法人<br>日本文化用品安<br>全試験所 | (1) 基準適合性検査＋同等性検査<br>（検査試料の数は表 5 と同じ）<br>13.2 円/個（税抜 12 円/個）<br><br>・消費生活用製品安全法に関する費用は含まれておりません。<br>直接委託検査機関にお問合せください。<br><br>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。<br><br>(2) 同等性検査に要する旅費等（委託検査機関の規程に基づく額） | 委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。 |

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

| 表示方式      | 表示方法  |
|-----------|---|
| 協会支給ラベル方式 | <p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 25mm×15mm です。SG ロゴと PSC ロゴを併記しています。</p> <div data-bbox="753 595 1034 763" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給ラベル (PSC+SG)</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p> |

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更